

アウトドアスポーツ行事等におけるスポーツフィールドやまぐち推進協議会の後援名義使用承認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、スポーツフィールドやまぐち推進協議会が他の団体の行う各種アウトドアスポーツ行事及びアウトドアスポーツツーリズムに関する事業（以下「行事等」という。）について後援名義の使用を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、後援とは、行事等の趣旨に賛同し、当該行事等の開催について協力することをいう。

(承認基準)

第3条 後援名義の使用は、次の各号の基準をすべて満たす行事等について承認することができる。

- (1) 山口県のアウトドアスポーツの振興及び普及並びにアウトドアスポーツツーリズムの推進に寄与し、公益性があり、公序良俗に反しないこと
- (2) 広く県民一般に公開されること
- (3) 行事等の規模、効果が複数市町に及ぶこと
- (4) 営利を主たる目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと
- (5) 特定の宗教及び政党の利害に関与しないこと
- (6) 主催者の行事等遂行能力が十分であると認められ、かつ、開催の日時及び場所並びに運営が適切であると認められること

(申請手続等)

第4条 後援名義の使用の承認を申請しようとする団体は、原則として、事業開始前1か月までに次の各号に掲げる事項を記載した後援名義使用承認申請書に参考資料を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 行事等の名称、目的及び内容
- (2) 主催者の名称及び代表者並びに事務局等連絡先
- (3) 開催日時（期間）及び開催場所
- (4) 参加対象者
- (5) 他の主催者及び後援者並びに賛助者（予定を含む。）の名称
- (6) 入場料金、参加料金の有無及びその額（共催名義の使用については、事業収支予算書）
- (7) 過去の事業実績等その他参考事項

2 会長は、前項の規定による申請があった場合、速やかに承認の可否を決定し、その結果を書面で通知するものとする。

(承認の条件)

第5条 会長は、後援名義の使用を承認する場合は、次の各号の条件を付することができる。

- (1) 使用承認期間は、承認した日から当該行事等の終了までとすること。
- (2) 承認後において事業計画に変更があった場合は、速やかに届けさせること。
- (3) 必要があると認めるときは、その結果について報告書を提出させること。
- (4) その他必要と認める事項

(費用負担)

第6条 後援名義の使用を承認する場合、行事等に要する費用の負担は行わないものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、後援名義の使用について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年11月26日から施行する。